

毎週月. 水. 金曜日発行

富 山 県 報

平成26年 1 月 8 日

水 曜 日

第 3710 号

目 次

告 示

- 身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師の指定 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定
自立支援医療機関の指定 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第60条第1項の規定による指定自立支援医療機関の指定の更新
- 指定居宅サービス事業者の指定 3
- 指定介護予防サービス事業者の指定 4

教育委員会告示

- 指定管理者の指定 5

公 告

- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出 6
- 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧 7

~~~~~

## 告 示

~~~~~

富山県告示第 8 号

身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師の指定について

身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283号）第15条第1項に規定する医師として次のおり指定したので、富山県身体障害者福祉法施行規則（昭和62年富山県規則第34号）第6条の規定により告示する。

平成26年 1 月 8 日

富山県知事 石 井 隆 一

氏名	担当する医療の種類	従事する医療機関		指定年月日
		名称	所在地	
谷内 毅	胸部外科	富山県厚生農業協同組合連合会 高岡病院	高岡市永楽町5 番10号	平成26年 1 月 1 日

富山県告示第 9 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定
による指定自立支援医療機関の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により公示する。

平成26年 1 月 8 日

富山県知事 石 井 隆 一

指定自立支援医療機関		担当すべき自立支援医療の種類	病院又は診療所において担当すべき医療の種類	指定年月日
名称	所在地			
医療法人社団となみ野診療所	砺波市林837番地	育成医療 更生医療	歯科矯正	平成26年 1 月 1 日
やまぶき薬局	砺波市庄川町青島668番地	育成医療 更生医療	調剤	平成26年 1 月 1 日
シメノドラッグ 福光薬局	南砺市福光888番地1	育成薬局 更生医療	調剤	平成26年 1 月 1 日

富山県告示第10号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第60条
第1項の規定による指定自立支援医療機関の指定の更新について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定を更新したので、同法第69条第1号の規定により公示する。

平成26年 1 月 8 日

富山県知事 石 井 隆 一

指定自立支援医療機関		担当すべき自立支援医療の種類	病院又は診療所において担当すべき医療の種類	更新年月日
名称	所在地			

日本調剤大門薬局	射水市下若53-6	育成医療 更生医療	調剤	平成26年1月1日
日本調剤小矢部薬局	小矢部市今石動1-1037	育成医療 更生医療	調剤	平成26年1月1日

富山県告示第11号

指定居宅サービス事業者の指定について

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、指定居宅サービス事業者として指定したので、同法第78条第1号の規定により公示する。

平成26年1月8日

富山県知事 石 井 隆 一

事業所番号	1670202090	
指定年月日	平成26年1月1日	
申請者	名称	株式会社トータルアスレチックケア ミヤキ
事業所	所在地	富山県高岡市中保1294
	名称	プラトケアセンター 中保
サービスの種類	通所介護	

事業所番号	1670202108	
指定年月日	平成26年1月1日	
申請者	名称	株式会社フォレストリーフ
事業所	所在地	富山県高岡市木津土地区画整理事業24街区5の1部 6.7.8.9
	名称	訪問介護 ひまわり
サービスの種類	訪問介護	

事業所番号	1670700465	
指定年月日	平成26年1月1日	
申請者	名称	有限会社リバース工房

事業所	所在地	富山県黒部市植木 491番地の 1
	名称	ライフサポート笑
サービスの種類	福祉用具貸与	
事業所番号	1670700465	
指定年月日	平成26年 1 月 1 日	
申請者	名称	有限会社リバース工房
事業所	所在地	富山県黒部市植木 491番地の 1
	名称	ライフサポート笑
サービスの種類	特定福祉用具販売	

富山県告示第12号

指定介護予防サービス事業者の指定について

介護保険法（平成 9 年法律第 123号）第53条第 1 項本文の規定により、指定介護予防サービス事業者として指定したので、同法第115条の10第 1 号の規定により公示する。

平成26年 1 月 8 日

富山県知事 石 井 隆 一

事業所番号	1670202108	
指定年月日	平成26年 1 月 1 日	
申請者	名称	株式会社フォレストリーフ
事業所	所在地	富山県高岡市木津土地区画整理事業24街区5の1部 6.7.8.9
	名称	訪問介護 ひまわり
サービスの種類	介護予防訪問介護	

事業所番号	1670700465	
指定年月日	平成26年 1 月 1 日	
申請者	名称	有限会社リバース工房

事業所	所在地	富山県黒部市植木 491番地の 1
	名称	ライフサポート笑
サービスの種類	介護予防福祉用具貸与	

事業所番号	1670700465	
指定年月日	平成26年 1 月 1 日	
申請者	名称	有限会社リバース工房
事業所	所在地	富山県黒部市植木 491番地の 1
	名称	ライフサポート笑
サービスの種類	特定介護予防福祉用具販売	

富山県教育委員会告示第 1 号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 3 項の規定により次のとおり指定管理者を指定したので、富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年富山県条例第 4 号）第12条の規定により告示する。

平成26年 1 月 8 日

富山県教育委員会

委員長 村 井 和

- 1 公の施設の名称
富山県呉羽青少年自然の家
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
公益財団法人富山県文化振興財団
富山市新総曲輪 4 番18号
- 3 指定の期間
平成26年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日

富山県教育委員会告示第 2 号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 3 項の規定により次のとおり指定管理者を指定したので、富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年富山県条例第 4 号）第12条の規定により告示する。

平成26年 1 月 8 日

富山県教育委員会

委員 長 村 井 和

1 公の施設の名称

富山県砺波青少年自然の家

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社日本ビルサービス

砺波市三郎丸313番地

3 指定の期間

平成26年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第 3 項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成26年 1 月 8 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 店舗の名称及び所在地

（仮称）ケーズデンキ砺波店 砺波市中神土地区画整理事業地内29街区

2 店舗を設置する者 株式会社ノースランド

3 店舗において小売業を行う者 株式会社北越ケーズ

4 新設の日 平成26年 6 月20日

- 5 店舗面積の合計 5,069㎡
- 6 店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数 建物東側 233台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数 ケーズ棟東側 47台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積 ケーズ棟南側 120㎡
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 ケーズ棟南側 23.6㎡
- 7 店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 午前9時及び午後9時 ほか
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前6時30分～午後10時
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 4箇所 北側ほか
 - (4) 荷さばきを行うことができる時間帯 午前9時～午後9時
- 8 届出の日 平成25年12月9日
- 9 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課
- 10 縦覧期間 平成26年1月8日から平成26年5月8日まで
- 11 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

- (1)氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）
- (2)(1)の事項の公表の可否
- (3)当該店舗の名称及び所在地
- (4)意見及びその理由

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により高岡市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを、富山県土木部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成26年1月8日

都市計画の種類及び名称

富山高岡広域都市計画下水道

高岡公共下水道